

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

|     |  | 資料番号 | 11    | 担当課     | 農業経済課       |
|-----|--|------|-------|---------|-------------|
| 法令名 | 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律  | 根拠条項 | 2 - 4 | 許認可等の内容 | 預金等に係る異動の認可 |
| 1   | <p>根拠規定</p> <p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項<br/>この法律において「異動」とは、預金等に係る次に掲げる事由をいう。</p> <p>(1) 当該預金等に係る預金者等その他の主務省令で定める者が当該預金等を利用する意思表示したものと認められる事由として主務省令で定める事由</p> <p>(2) 前号に掲げる事由に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、当該預金等に係る金融機関が、この法律に基づく業務を円滑に実施するため同号に掲げる事由と同様に取り扱うことが必要かつ適当なものとして、主務省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けた事由</p> <p>・民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第2項<br/>法第2条第4項第1号の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、払出し、口座振替その他の事由(法第2条第4項の預金等に係る金融機関によるものにあつては、法令又は契約に定める義務に基づくもの(同項の預金等に係る利子等の支払に係るものを除く。)に限る。)による当該預金等に係る債権額の異動(法第2条第7項に規定する預金者等の指図によらずに受け入れた預金等及び当該預金等の原資となった同項の他の預金等にあつては、当該受入れに伴うものを除く。)</p> <p>(2) 手形又は小切手の呈示その他の第三者による法第2条第4項の預金等に係る債権の支払の請求(当該預金等に係る金融機関において当該支払の請求を把握することができる場合に限る。)</p> <p>(3) 預金者等による法第3条第4項に規定する情報の提供の求め(同条第1項の公告の対象となっている預金等に関するものに限る。)</p> <p>・民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第3項<br/>法第2条第4項第2号の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 預金者等の申出による預貯金通帳又は証書の発行、記帳若しくは繰越</p> <p>(2) 預金者等による残高の確認の求め</p> <p>(3) 預金者等の申出による契約内容又は顧客情報の変更</p> <p>(4) 預金者等による法第2条第4項の預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出</p> <p>(5) 預金者等による法第2条第4項の預金等に係る第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領(同条第1項に規定する方法により、預金者等の住所地等(同条第2項に規定する住所地等をいう。)にあてて当該情報に係る通知(法第3条第2項の規定による通知を除く。以下この号において同じ。)を發した場合において、当該通知を發した日から一月を経過したとき(当該一月を経過する日までに当該通知に係る預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)は、当該一月を経過する日に当該通知に係る情報の受領があつたものとみなす。)</p> <p>(6) 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について前各号に掲げる事由及び前項各号に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。</p> |      |       |         |             |
| 2   | <p>審査基準</p> <p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第5項<br/>行政庁は、前項の認可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>(1) 特定の預金者等に係る預金等について、他の同種の預金等と異なる取扱いをするものでないこと。</p> <p>(2) 前項の金融機関の業務の体制その他の事情に照らし、前項第1号の事由を法第2条第4項第2号の規定により同項第1号に掲げる事由と同様に取り扱うことにより、当該金融機関が法に基づく業務を円滑に実施することができると認められること。</p> <p>(3) 前項第3号の開示が適切にされること。</p>  |      |       |         |             |
| 3   | <p>その他</p> <p>添付書類(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第4項)<br/>金融機関は、法第2条第4項第2号の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事由のうち、認可を受けようとする事由</p> <p>(2) 前号の事由について認可を必要とする理由</p> <p>(3) 第1号の事由の預金者等への開示の方法</p>   |      |       |         |             |